

小賣市場問題

神 戸 正 雄

(一)

救済調査會は最近に小賣市場問題の方針を決定した。此小賣市場は最近の大暴動に刺戟せられて我邦の大都市にては既に已に到る處に問題となり、不取敢之を實現するの氣運を見た。否な實は此より先き、物價騰貴の對策といふ上からして問題となつて居たのが、暴動により刺戟され、之に關聯して各地にて寄附金も出來、其處分法としても此が考えらるゝことゝなつた。たゞ然し之を實行するとなると在來の小賣商人が反對し、特に東京市の如きは市會に於て小賣商人の意見が強烈に代表せられて其成立を妨ぐるの實も見えた。此の如きことは實際、我國の公共團體の制政機關の組織に對する一般消費者側人民の從來無頓着冷淡なりし報りであつて、將來は益々彼等が之につき注意せんことが望ましいが、兎も角現在の處にては市當局者が市場設置の社會政策を行はうとしても、此が參政機關によつて邪魔さるゝといふに於て、政府としても斯かる問題を各地方團體の任意の處置にのみ任かすことが出來ず、大體の方針を速かに決定して、之に對する態度を定め、以て此當面の社會生活問題の解決に資しなければならぬことゝなつた。一面からいふと此市場問題は之を單純に小賣市場のみ離すことは困難で、卸賣市場と一緒に解決しなければならぬ。併し此卸賣市場になると、永い歴史が附いて居つて之を改造するの困難なるものがあり、

其任組も取引所と共に頗る複雑なるもので、之が従來の弊害を改めて、新に適當なるものを作るといふことは、頗る長日月の準備を要することであつて、さう手短かに決定することの出來ざるものゆへ、暫らく此市場の根本的方針の確立といふことは後廻はしとして、當面の應急策として小賣市場に對する方針を決定することとしたのである。勿論此が應急的のものとしても、他日來るべき根本的方針の實行に支障を生ぜしめざるだけの注意は必要である。偕て此趣旨にて出來たる小賣市場設置要項は左の如きものである。

一、小賣市場は公共團體又は公益團體をして經營せしむるを原則とするも、相當制限の下に私人の經營も亦之を認むること。
二、賣場の使用は生産者若くは其團體に優先權を與ふること、但し委託販賣の途を開く爲めに一定制限以内の賣場を留保するを得ること。

三、賣場の使用に對しては市場の維持費、職員給料及雜費等を償ふに足る最小限度の使用料を徴すること。

四、販賣價格は各品目に就き之を公示せしむること。

五、市場内の取引は凡へて現金取引とすること。

六、市場に於ける販賣品目は地方の状況により増減すべきも、米、雜穀、薪炭、味噌、醬油、砂糖、野菜、果實、乾物、干魚、漬物、荒物、肉類、魚類、鶏卵等とすること。

七、獎勵方法に關しては土地の收用を認め、低利資金の融通、官公有地使用の便宜を圖ることの外、地方に於て助長の方法を講ぜしむること。

八、市場の位置、構造、設備、取引關係、監督方法其他必要なる事項に關し、地方長官をして相當規定を設けしむること。

九、市場の監督及庶務を掌らしむる爲め必要なる吏員其他の職員を公共團體に置かしむること。

十、賣品の品質不良又は價格の不適當なることを認めたるときは、市場監督に於て其販賣を禁止し又は賣場の使用を停止する

外に希望條項

市場に關しては尙進んで調査を遂げ、速かに之に關する一般法規を設くること。

(二)

一、經營の主體、——は(一)公共團體か又公益團體を原則とする。何せかといふと此市場は衛生上出来るだけ完備したる構造設備を備え、而も出来るだけ低廉なる使用料を徴して日用品の市價を低廉ならしむることを期しなければならぬもので、此の如きことは私人の如く私益の觀念より動くものに多く望むことを得ぬ。私人は假令間々當初は私益を度外視して斯かることを努めても、幾許もなく私益を圖らんとするに至る傾もある。で矢張り何うしても公共團體か、左もなくば公益團體をして經營せしむることにしなくては目的を達せぬ。併し時宜によりては公益團體は起らず、而も公共團體も公益を計ることに熱心ならざる場合がある。特に例之、其市會が小賣商人の立場のみ考ふる如き場合には彼に其設立を望むことを得ぬ。或は政府に於て之が設置を命ずることとするも一策であるが、然るときは政府より相當補助金の下付でもすることにしなければ穩當でない。其補助金の下付は後にいふ理由で先づ見合せるとすると、そして此市場の設立を先づ應急的のものとする、其設置を強制的に命ずることは止めにした方が宜しい。然うなると矢張り私人にて經營しやうといふものがあれば、之を認めてやらせたが良し。彼も種々なる獎勵便宜を受ることが出来れば、敢て進んで之を設立することになるかも知れない。尤も其經營者の人

物、身元が確なるものでなくては漫りに之を許してはならぬ。又其徴する所の使用料又は其他如何なる名義を用ゆるを問はず、賣場使用人より徴するものにつきては相當の制限を置き、且つ十分之を監督しなければならぬ。尤も今日の我邦の實狀では大都市であつて此市場の必要なる處にては、多くは公共團體自ら之を設立するの意思があり、又金をもつて居る（米騒動のときの寄附金がある）。公共團體にして市場の設置を躊躇する處にては公益團體の之を設置しやうといふものがあつて、別に私人の設立を要せぬが如くである。尤も東京などには私人の之を計畫するものもありといふことである。相當算盤に合ふといふことであるが、其も勿論必要なる制限は置いて許して良し。

(三)

二、經營の方法、——としては先づ(一)賣場の使用を生産者若くは其團體(販賣組合、農會の如き)に限るか、商人にも認むるか、問題である。市場をして生産者消費者の直接交渉の場處と爲し、以て中間の費用及び利得を省き、生産者消費者の利益を進めるといふことは洵に有益のことで、望ましいことではあるが、然りとて全く商人を入れなまいふことは物によつては六つヶ敷い。例之砂糖魚類干物などの如きは商人を入れぬとあつては困まることもあらう。野菜、果物の如きものは附近の生産者自ら出場することが容易で、生産者のみとしても良いやうではあるが、此とても遠方に産する品物などになると、矢張り商人をも入るゝを便とすることがあらう。特に又今日大都市にて市場の設置に反對するのは小賣商人達であるが、彼等にも出場を許すことにすれば、自

然此反對を緩和することにもならう。旁々之を許す。併し市場によつて中間利益を排除し日用品の價格を出来るだけ低廉ならしめやうとするの精神からいへば、矢張り生産者又は其團體本位として、此者に賣場使用につき商人よりも優先権を與ふるを至當とする。尙ほ又市場自らが遠方の生産者等よりの委託を受けて販賣を行ふことも時に必要のことであり、其の爲め一定制限内の賣場を留保することも差支はない。併し此は必ず行はなければならぬことではない。時宜によつては市場の經營者が公共團體なる場合の如き、斯かる委託販賣を行ふことを厄介とすることもあらうし、又市場にては普通品さへ廉價に供給されるれば目的が達せらるゝから、遠方より來る珍しき物の委託販賣などはせずとも可なりといふこともあらうし、又市場に商人が入れることを許す場合には自ら彼等が之を行ふて、隨ふて別に市場自ら之を行ふに及ばぬといふこともあらう。尤も市場自らが委託販賣を行はずして、或確なる商人を指定して行はしむることも出来る。市場自らが行へば販賣手数料といふ一の収入源を得ることになる。其點から有利であるが、併し委託販賣により委託者の希望する如き満足なる結果を生ずるや否や、價格の點に於て其賣残り品の處分等の點に於て然ることを得るやは六つヶ敷き問題であり、輕々しく之を勸むることは出来ぬ。(二) 次きは賣場の使用に使用料を徴するかの一の問題である。今日應急的に出來た市場にては之を徴せざる例もあるが、併し斯かることは永續すべきものでなく、又出来るだけ完備したる市場を設けしむる所以でもない。些少ながら使用料をとることゝする方が良い。其が公平至當でもある。或場所を使用しつゝ無料にてといふことは餘りに恩惠的にもなる。併し其使用料は出来るだけ小にする

ことが望ましい。市場の實費を償ふ最小限度とすべきである。公共團體等が之よりして利益を擧ぐることを計つてはならぬ。此に市場の維持費、職員の給料及雜費等とあるが、其等といふ中に、建築費の償却金をも含ましてある。尤も其建築が例之救濟寄付金の如きものより出来て居るときは、斯かる償却金は要しないであらう。尙ほ此市場が私人により經營せらるゝ場合の如きにあつては、全然利益を擧ぐることを禁ずる譯には往かない。けれども市場が公益的のものである以上は、監督官廳にて之を許す場合には、過大なる利益を擧ぐることをならざるやう、十分取調べの上、出来るだけ小なる使用料をとらしむるやうにしなければならぬ。尙又此使用料は安いか、他に何等かの名義にて取立てらるゝものゝ存するが如きことがあつては、折角此使用料を安くし、隨ふて市場の賣價を低廉ならしめやうといふ趣旨に反することになるから、此を監督して取らしめないやうにしなくてはならぬ。又夫の賣場につきても其使用權は成るべく短き期間に限つて、之を認め、且つ此が一の財産權の如くになつて賣買讓渡の行はるゝことなきやうにすることも肝要である。さうしないと、自然事實上の賣場使用料が高くなり、販賣者の費用が増加して、市場の賣價が餘り安からざることゝなり、隨ふて市場の失敗に終ることゝもなる。注意を要する。(三)次きには市場内の賣買價格を何うして定めるかゞ問題であるが、卸賣市場でない以上、之を公定することも難い。自然此市場外の市場にて定まつたものを標準として定めることゝならう。たゞ各販賣者をして各種の品物につき其賣價を公示せしめて、公衆をして公平に比較し又判斷するを得せしめなければならぬ。仍つて以て價に關する苦情を避け、且つ自然之をして適當にして而も安き處に定め

らるゝことを促す。勿論販賣者が不當に高い價を要求すれば、自然賣れなくなるが、其に至る前に、監督員に於て注意を與ふることになる。監督員は常に其々の品物の卸賣商や産地に就きて其市價の狀勢を調べて其資料とすべきである。(四)市場内の取引は現金とする。此は市場の賣價を安くする爲めに必要である。一般の取引にては、日本では購買組合などでも掛賣が多いが、此は自然金利の損失のみならず貸倒れの危険もあつて、賣價を高くすることになる。此を止めることが望ましい。其を止める結果、一時過渡の時代には消費者に不便を與ふるが、慣るゝに従つて消費者も却て之を便利とするに至るべきである。(五)市場の販賣品目は地方の狀況によつて隨意増減すべきである。大體は日用品、特に食料品といふことになる。購買組合にて扱ふても良きものもあるが、其よりもむしろ市場に適切なるものが少くない。此點に於て市場は購買組合を排斥せずして之と並立するを得る。色々例示されたが、就中、野菜、果實、肉類、魚類、等は購買組合の扱ふべき物といふよりは市場にて扱はるべきものである。購買組合にて扱ひ易き保存能力の大なる米、雜穀、薪炭、等に至ては必ずしも市場を要しないけれども、購買組合を利用するだけの自治能力を缺く所の下層民にとりては、之をも市場にて扱はるゝを利とするものがあるから、之を認めたる譯である。特に最近の社會に於ける生活上の苦情が、米價、炭價に存するに於ては、之を市場に扱ふことが此苦情を緩和する所以であり、夫の政府の廉賣米を賣らせたり、山林局より交付さるゝ木炭を廉賣するにも、此市場にて賣却さるゝ途が開かるゝことを便とするの關係もあり、旁旁之をも列擧したのである。

(四)

三、獎勵方法——としては(一)土地の收用を認め(尤も此は茲に注意したに止まる。既に土地收用法第二條にて認められて居る)、(二)低利資金の融通と(三)官公有地使用の便宜とを與へる。(四)其他は地方々々にて然るべき助成の方法を講せしむることとした。例之市場建設に向くるに適當なる救済金の如きものがあれば、之を向くるも可であり、此市場に對して公課を免するも可である。尤も此市場の敷地に對する地租(國稅)を免除するや、市場内の販賣に對する營業稅(國稅)を免除するや等の問題もあつたが、其稅の免除といふことは寧ろせぬことにした。で自然此國稅の方は課せらるゝことを期しなければならぬ。尤も公共團體が市場を經營する場合には地租條例第四條により地租を免せらるゝことになる。而して此國稅免除を止めにした所以は、既に租稅以外にて市場の利便の圖られたる以上は、其上租稅をも免するのは餘りに過きたるのと、市場内の販賣者と市場外の商人との間に餘りに待遇の懸隔を生ずる嫌あるのとに在る。此によつて幾分か市場外の商人の市場設立反對を緩めることにもならう。更らに市場設立の爲めに國庫の補助金交付の考もあつたが、其れ程までにするのは目下の處進み過ぎて居ると認めて止めにした。又實際としても今日市場の開設を急要とする大都市にては其れ々々之が建設資金を持つて居つて、別に此國庫補助なくとも出来ないことはないから、強いて之を下付するに及ばぬといふことであつた。又今日起されんとするが如き應急的の市場でなく、衛生上其他より完全なる設備を持つた市場となれば、自然國庫補助でもなければ、地方に於て起すことを躊躇するであらうが、今日のは其れでないから、此

に及ばずといふのもある。尙ほ此市場に對して國庫補助金を交付するを至當とするやは一の問題である。此が單純に衛生上必要なるものといふならば、其を備へる爲めに國庫が補助するといふことに賛成が得らるゝが、市場が一部は經濟上交易上の設備であるので異論を生ずる。此交易上の關係のものに國庫の補助まで與えるのは入らぬことではないか、其が爲めに一部の者、生産者、特に消費者に利益を與えても、商人の爲めに不利を來たすへきものであるのに、其に國家が金を出して助くるのは不都合であると考へらるゝ。併し此交易上の問題も段々と一の分配問題、社會問題の一部を成すこととなりつゝあるに於ては、過當なる利益を食られつゝあつた所の消費者(及生産者)の公平至當なる利益を進むる爲めに、國家の金を出すのも敢て不當ならざるのみならず至當なることは、恰も資本家労働者の關係問題に國家が立入つて、労働者の利益を進むる爲めに金を使ふと同といふことにて分かる。故に國家は國庫金の交付を遠慮するに及ばぬと思ふが、併し今日の處我邦の學者も實際家も多く未だ此を理解する程度に進んで居らぬ。で矢張り時代思潮の大體此處に來るまでは遠慮するのが穩當であらう。

(五)

四、監督方法、——(一)先つ市場に關しては、公共團體公益團體の立つるものと、私人の經營するものとの問はず、新に立つるものと舊來のとの問はず、之を甘く指導し、又長く監督する爲めに相當の規定を要する。此規定を政府に於て準則を示して、地方々々に設けしめやうといふのである。特に市場位置につきては餘りに偏在して人寄の惡き處でないことが望ましく、大きな都市

にては各方面に亘りて敷箇所を要する。構造設備は經濟的なることも望ましいが、衛生上の見地を忽にしてはならぬ。尙ほ舊來の不完全なる市場を何うするかとの疑問も生ずるが、此も勿論一面此市場規則の取締を受けて自營改善の域に進むであらうし、他方、公共團體等にて新に完備したる市場を起すことになれば、舊來の市場にても競争上改善せざるを得ざることゝなつて進むでもあらう。其が改善されれば良し、其の改善せられずして公安上衛生上許し難きものに對しては、地方長官に於て之が禁止をも命ずるを得るやうにしなくてはならぬ。(二)尙又此市場の監督庶務に當る爲めの吏員を公共團體に設けることが必要である。此は公共團體自ら經營せざる場合にも必要である。尤も仕事の都合により専務でなく、兼務にても差支はなし。(三)そして其吏員に於て賣品の品質や價格を調べて、品質の出来るだけ良くなり、價格の出来るだけ安きやうに導かななくてはならぬ。其の品質不良又は價格不當と認めたるときは、販賣者に戒告を爲し、尙ほ之を改めざれば、其販賣を禁止し又は賣場の使用を停止することゝして制裁すべきである。若夫れ外部より市場の營業を妨害するものを生ずるに於ては、其は時宜により警察上の處分を爲すべきものである。

(六)

五、希望條項、——初めにも述べたるが如く此に決定したる市場要項は應急的の意味を有するもので、此を以て市場問題を根本的に解決した譯でない。其れ故之につきては保健衛生調査會なり、農商務省なりと力を協せて十分之を調査して、之に基き衛生上經濟上完備したる市場規定を、而かも小賣市場のみならず卸賣市場にも亘つて立案しなくてはならぬ。此に此希望條項の附帶さ

れたる所以である。

(七)

六、市場問題の重要——といふことは殆んどいふを待たぬ程明かである。其は既に緒言の處にても一言した所であるが、重ねて之を述ふるのに、第一に市場は經濟上特に消費者に一層廉價に日用品を得せしめて、其生活を安易にする。生産者にとりても従來商人に占められたる巨利を制して、従來よりも一層高く賣り得ることになるの利がある。第二に生産者消費者を聯絡するにつき必要な費用を超ゆる所の利得を賣價の中に要求するを得ざらしめて、社會に於ける人々の分配を公平にするの結果となる。(三)衛生上からいふても、市場にては設備も相當に整ひ、監督も行届くから、自然従來の商店等に於けるよりも新鮮なる食料が供給せらるることになるの利がある。(四)教育上からいふても家婦が市場に買出に出掛けることになれば、自ら家婦及其教育の下にある子女に積極進取の氣分を與ふることになつて、國家の發展に貢獻することにもなる。彼等の見聞を廣め彼等の健康を良くすることにもなる。市場には此等の利益があるから、全體上其發達が望ましいが、併し商人の立場から考ふると、自己の存在を危ふせらるものとして彼等が反對する、元來彼等も假令其によつて其利益を制せらるることとなるも、其が全體上有益なる以上は、之を忍び、其の立行かざる丈けにては靜かに轉業を企つるの外はないが、幸にして此市場には商人の入込む餘地もあるから、之を利用して其存立を計るのも良からうし、或は其従來の商店經營方法に缺陷のあるだけにては、之を改良し、特に各店共同して、適當なる産地より廉價に仕入るゝの手

段を講じ、以て市場と競争することを策するも良からう。之をせずして唯だ々々政治上に驕ぎ立て、反對するのは宜しくない。又實際にも市場が發達したとて、到底其が全市に行亘ることは難く、假令行亘つても日本の消費者の多くは或は在來の因循なる慣習に捉はれたり、或は家庭職業を持つ結果市場に行くを却つて不利としたりして、さう皆が皆まで市場を利用することはなく、随つて在來の小賣商人が大して其顧客を失ふことはあるまい。たゞ其を多少失ふことは之を認めなければならぬ。又餘りに高き價を要求するのを牽制さるゝことは確にある。併し其位のことば全體の爲めに辛乏するの外はない。他方から考ふると日本の消費者の從來の慣習たる御用商人の來訪を待つことは折角の市場の發達の爲めには段々と改むることにならなければならぬ。又此市場のみならず、他面に各消費者が其自助的組織たる購買組合をも盛に利用して、益々其消費者利益を保全することを計ることにならなければならぬ。小賣市場の開設も結構であるが、此と相待つて、又此と相並んで買出の慣習の養成と購買組合の發達とが彼等の生活難を救済するのに必要であることを忘れてはならぬ。